

地域プロモーション戦略策定等支援業務仕様書

1. 委託業務名称

地域プロモーション戦略策定等支援業務(以下「委託業務」という。)

2. 目的

本事業は、With コロナ社会に対応する非接触型商取引を活用し、地域資源の魅力向上と山梨のブランド力強化との相乗効果を高めるための「地域プロモーション戦略」(以下、「戦略」という。)を策定するとともに、製品・サービスの高付加価値化に意欲的に取り組む生産者・事業者(以下、「生産者等」という。)を支援することで、新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響を受けている観光産業等の反転攻勢の促進を図ることを目的とする。

3. 委託業務期間

契約締結の日から令和3年3月1日(月)まで

4. 委託業務の内容

(1) 戦略の策定支援に関する業務

以下の①～③の取組を踏まえて、県による戦略策定の支援をおこなうこと

①戦略の軸となる地域資源、地域イメージの仮説設定

本県の地域資源の棚卸しや県関係部局等へのヒアリングなどを踏まえ、戦略の軸となる地域資源や目指すべき地域イメージに関する仮説を設定すること。

※軸となる地域資源は1つまたは複数を想定している。

②地域資源や地域イメージに対するブランド価値調査

①において設定された地域資源や地域イメージに関して、SNS 等を活用したブランド価値の調査・分析を実施すること。

※調査エリアは日本を含む5カ国程度を想定。

※調査項目数は40問程度とし、サンプル数は国内1,000件程度、国外は各国500件程度を想定。

※調査結果は課題や対応などを分析した上で、簡潔にまとめて報告すること。

③戦略(案)の作成

①～②の業務を踏まえつつ、ブランド価値向上や新たなブランド創出などに関する専門的な知見などに基づき、戦略の案を作成すること。

(2) 意欲的な生産者等への支援に関する業務

戦略に基づき、商品・サービスの高付加価値化に意欲的に取り組む生産者等に対して、以下のような支援をおこなうこと。

①生産者等へのヒアリングの実施

県内で、商品・サービスの高付加価値化に意欲的に取り組んでいる生産者等に対して、事業課題や目指したい方向性等に対するヒアリング及び戦略への適応性の分析を実施すること。

※ヒアリング等の対象は10名程度を想定。対象は県と協議の上、決定すること。

※ヒアリング等に係る経費については受託者が負担すること。

②セミナー・交流会の開催

生産者等にSNS等を活用したデジタルマーケティングなど、新たな生活様式に対応した事業展開などに関するセミナーを開催すること。また、高付加価値化に意欲のある生産者等のグループ化につながる機会を併せて提供すること。

※セミナー回数は1回、参加人数は最大200名程度を想定。

※セミナーの開催時期、会場、講師、内容については県と協議の上、決定すること。

③生産者等による戦略に基づいた取組への支援

戦略に基づいて商品・サービスの高付加価値化に意欲的に取り組む生産者等のグループ化を促すとともに、会社設立などを視野に入れた経営戦略の策定、収益構造の分析、事業計画・資金計画の作成やネットワークづくりなどの支援をおこなうこと。

※詳細な支援内容については、対象となる生産者等のニーズを把握した上で、県と協議の上、決定すること。

(3) その他事業を遂行するために必要な業務

5. 委託限度額

19,800,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6. 委託業務実施に当たっての留意事項

- (1) 県は本業務を円滑に遂行するため、委託業務の進捗状況について報告を求められることができる。

- (2) 委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (3) 委託業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。委託業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この委託業務が終了し、又は解除された後においても、同様とする。
- (5) 委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、その損害の責めを負う。
- (6) 委託業務の実施に要した経費は、帳簿及びすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (7) 委託業務に係る成果物の著作権は県に帰属するものとする。
- (8) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上定めることとする。